

# 福岡県公報

令和二年八月十八日  
第百二十八号  
増刊  
①

## 目次

### 選挙管理委員会

○長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正

(市町村支援課) ……………一

### 海区漁業調整委員会

○海区漁業調整委員会事務局の設置等に関する規則

(漁業管理課) ……………一

○海区漁業調整委員会公聴会規程の一部を改正する告示

(漁業管理課) ……………二

## 選挙管理委員会

### 福岡県選挙管理委員会告示第七十七号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定(昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二十三号)の一部を次のように改正する。

令和二年八月十八日

一 病院 大牟田市の表中

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

介護老人保健施設大牟田ライフケア院ユニット

大字田隈五九九・一八

を

介護老人保健施設大牟田ライフケア院ユニット

大字田隈五九九・一八

に改める。

白川病院介護医療院

上白川町一・一四六

一 病院 柳川市の表中

柳川すぎ病院

三橋町高畑二六三・一

を

柳川すぎ病院

三橋町高畑二六三・一

に改める。

金子病院介護医療院

久々原六五

一 老人ホームの表中

慈恵病院有料老人ホームむつみ

木屋瀬三・二・三〇

を

特別養護老人ホーム戸畑大谷園

戸畑区西大谷一・六・二二

慈恵病院有料老人ホームむつみ

木屋瀬三・二・三〇

に改める。

特別養護老人ホーム聖ヨゼフの園

青山二・一・一

特別養護老人ホーム戸畑大谷園

戸畑区西大谷一・六・二二

## 海区漁業調整委員会

海区漁業調整委員会事務局の設置等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和二年八月十八日

筑前海区漁業調整委員会会長 本田清一郎  
福岡県有明海区漁業調整委員会会長 内場 澄夫

筑前海区漁業調整委員会規則第一号

福岡県豊前海区漁業調整委員会会長 高松 三男

福岡県有明海区漁業調整委員会規則第一号

福岡県豊前海区漁業調整委員会規則第一号

海区漁業調整委員会事務局の設置等に関する規則の一部を改正する規則

海区漁業調整委員会事務局の設置等に関する規則

昭和五十一年

福岡県有明海区漁

福岡県豊前海区漁

委員会

業調整委員会 規則第一号

の一部を次のように改正する。

業調整委員会

第一条中「第八十五条第六項」を「第三百三十七条第六項」に改める。

第三条第七号中、「他県海区との」を「福岡県単海区と他県単海区に係る」に改める。

附則

この規則は、令和二年十二月一日から施行する。

筑前海区漁業調整委員会告示第一号

福岡県有明海区漁業調整委員会告示第一号

福岡県豊前海区漁業調整委員会告示第一号

海区漁業調整委員会公聴会規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年八月十八日

筑前海区漁業調整委員会会長

本田清一郎

福岡県有明海区漁業調整委員会会長

内場 澄夫

福岡県豊前海区漁業調整委員会会長

高松 三男

海区漁業調整委員会公聴会規程の一部を改正する告示

海区漁業調整委員会事務局の設置等に関する規則

平成十二年

福岡県有明海区漁業

福岡県豊前海区漁業

員会

調整委員会 告示第一号

の一部を次のように改正する。

調整委員会

第一条中「漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）」の下に「第六十四条第五項

」を加え、「第二十五条第三項」を「第十三条第三項」に改める。

第二条中「開こう」を「開催しよう」に改める。

第三条中「開く」を「開催する」に改める。

第八条及び第十条第一項中「聞こう」を「聴こう」に改める。

附則

この告示は、令和二年十二月一日から施行する。